

○千葉アイススケート場管理規則

平成24年3月30日

規則第20号

改正 平成27年3月27日規則第11号

平成28年3月31日規則第26号

(趣旨)

第1条 この規則は、千葉アイススケート場設置管理条例（平成16年千葉市条例第34号。以下「条例」という。）第18条の規定に基づき、千葉アイススケート場（以下「スケート場」という。）の管理運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(使用の許可申請)

第2条 条例第7条第1項の規定によりスケート場の施設の使用の許可（以下「使用許可」という。）を受けようとする者は、千葉アイススケート場使用許可申請書（様式第1号）を条例第3条に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）に提出しなければならない。ただし、個人使用に係る使用許可を受けようとする場合は、この限りでない。

2 前項の規定による申請は、使用しようとする日の属する月の6月前の月の初日（その日が休場日に当たるときは、同日後の最初の休場日でない日）から受け付けるものとする。ただし、指定管理者が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

(使用許可)

第3条 指定管理者は、前条第1項に規定する申請書を受理した場合は、これを審査し、許可したときは千葉アイススケート場使用許可書（様式第2号。以下「使用許可書」という。）を、許可しないときは千葉アイススケート場使用不許可通知書（様式第3号）を、申請者に交付するものとする。

2 スケート場の施設を個人使用しようとする者は、指定管理者が定める様式

の個人使用券の交付を受けることにより、使用許可を受けたものとする。

(使用の取消し)

第4条 スケート場の施設の専用使用に係る使用許可を受けた者(次条において「専用使用者」という。)がその使用を取り消すときは、あらかじめ、千葉アイススケート場使用取消届(様式第4号)に使用許可書を添えて、指定管理者に提出しなければならない。ただし、指定管理者が特別な理由があると認めるときは、この限りでない。

(許可事項の変更)

第5条 専用使用者は、条例第7条第1項後段の規定により許可に係る事項を変更しようとするときは、千葉アイススケート場使用許可事項変更許可申請書(様式第5号)に使用許可書を添えて、指定管理者に提出しなければならない。

2 指定管理者は、前項に規定する申請書を受理した場合は、これを審査し、許可したときは千葉アイススケート場使用許可事項変更許可書(様式第6号)を、許可しないときは千葉アイススケート場使用許可事項変更不許可通知書(様式第7号)を、専用使用者に交付するものとする。

(使用許可の取消し)

第6条 指定管理者は、条例第9条の規定により使用許可を取り消したときは、千葉アイススケート場使用許可取消通知書(様式第8号)を、当該取消しに係る使用許可を受けた者に交付するものとする。

(行為の許可申請)

第7条 条例第10条第1項の規定による行為の許可(以下「行為許可」という。)を受けようとする者は、千葉アイススケート場行為許可申請書(様式第9号)を指定管理者に提出しなければならない。

2 指定管理者は、前項に規定する申請書を受理した場合は、これを審査し、許可したときは千葉アイススケート場行為許可書(様式第10号)を、許可

しないときは千葉アイススケート場行為不許可通知書（様式第11号）を、申請者に交付するものとする。

3 前3条の規定は、行為許可を受けた行為を行うことの取消し、行為許可を受けた事項の変更及び行為許可の取消しについて準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第4条	千葉アイススケート場使用取消届（様式第4号）	千葉アイススケート場行為取消届（様式第12号）
第5条第1項	千葉アイススケート場使用許可事項変更許可申請書（様式第5号）	千葉アイススケート場行為許可事項変更許可申請書（様式第13号）
第5条第2項	千葉アイススケート場使用許可事項変更許可書（様式第6号）	千葉アイススケート場行為許可事項変更許可書（様式第14号）
	千葉アイススケート場使用許可事項変更不許可通知書（様式第7号）	千葉アイススケート場行為許可事項変更不許可通知書（様式第15号）
第6条	千葉アイススケート場使用許可取消通知書（様式第8号）	千葉アイススケート場行為許可取消通知書（様式第16号）

（施設の変更の申請）

第8条 条例第12条第1項の規定により承認を受けようとする者は、千葉アイススケート場施設原状変更承認申請書（様式第17号）を指定管理者に提出しなければならない。

2 指定管理者は、前項に規定する申請書を受理した場合は、これを審査し、承認したときは千葉アイススケート場施設原状変更承認書（様式第18号）を、承認しないときは千葉アイススケート場施設原状変更不承認通知書（様式第19号）を、申請者に交付するものとする。

(利用料金の減免)

第9条 条例第14条に規定する規則で定める場合は、次に掲げる手帳の交付を受けている者が当該手帳を提示して使用する場合とする。

(1) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条に規定する身体障害者手帳

(2) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条に規定する精神障害者保健福祉手帳

(3) 市長が発行する療育手帳

(利用料金の返還)

第10条 条例第15条ただし書に規定する規則で定める場合は、災害その他条例第9条に規定する使用者（以下「使用者」という。）の責めに帰することができない事由により使用不能となった場合とする。

(公告)

第11条 市長は、条例第16条第1項の規定により公募しようとするときは、あらかじめ、次に掲げる事項を公告するものとする。

(1) スケート場の名称及び所在地

(2) 指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲

(3) 指定管理者にスケート場の管理を行わせる期間（以下「指定期間」という。）

(4) 条例第16条第3項の規定による申請（以下「指定申請」という。）に必要な書類の内容

(5) 指定申請を受け付ける期間（以下「申請期間」という。）及び次条第1項に規定する申請書の提出先

(6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(指定申請)

第12条 指定申請は、申請期間内に千葉アイススケート場指定管理者指定申

請書（様式第20号）に次に掲げる書類を添付して、市長に提出することにより行わなければならない。

（1）指定期間に属する各年度におけるスケート場の管理に関する事業計画書及び収支予算書

（2）指定申請の日の属する事業年度の前3事業年度における貸借対照表及び損益計算書、収支計算書又はこれらに類する書類（以下この号において「損益計算書等」という。）。ただし、成立の日の属する年度以後3事業年度を経過していない法人その他の団体（以下「法人等」という。）にあつては、その成立後全ての貸借対照表及び損益計算書等並びに成立の日における貸借対照表又は財産目録

（3）定款、規約その他これらに類する書類及び成立に登記を要する法人等にあつては、当該法人等の登記事項証明書

（4）役員（代表者又は管理人の定めがあるものの代表者又は管理人を含む。）の名簿

（5）前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 前項の規定にかかわらず、市長が必要と認めるときは、同項第1号に掲げる書類及び同項第5号に掲げる書類のうち市長が指定したものについて、申請期間内に提出することを要しないこととすることができる。この場合において、同項の規定により指定申請をした者は、市長が定める期日までに、これらの書類を市長に提出しなければならない。

（平成27規則11・一部改正）

（指定）

第13条 市長は、条例第16条第4項の規定により指定したときは、千葉アイススケート場指定管理者指定書（様式第21号）を指定した法人等に交付するものとする。

2 市長は、条例第16条第4項に規定する法人等でないと認めて、指定管理

者として指定しないときは、千葉アイススケート場指定管理者不指定通知書（様式第22号）を当該法人等に交付するものとする。

（告示）

第14条 条例第16条第5項の規定により告示する事項は、次のとおりとする。

- （1）スケート場の名称
- （2）指定管理者の名称、代表者及び主たる事務所の所在地
- （3）指定管理者を指定した場合にあっては、指定期間
- （4）指定管理者の指定を取り消し、又は管理の業務の全部若しくは一部を停止した場合にあっては、その理由
- （5）管理の業務の一部を停止した場合にあっては、当該停止した業務の範囲

（協定の締結）

第15条 指定管理者は、市長とスケート場の管理に関する協定を締結しなければならない。

2 前項の協定で定める事項は、次のとおりとする。

- （1）スケート場の管理に関する事業計画に関する事項
- （2）スケート場の施設の使用の許可及び行為許可に関する事項
- （3）利用料金に関する事項
- （4）スケート場の管理に要する費用に関する事項
- （5）スケート場の管理を行うに当たって保有する個人情報の保護に関する事項
- （6）スケート場の管理に関して保有する情報の公開に関する事項
- （7）事業報告書（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第7項に規定する事業報告書をいう。以下同じ。）その他スケート場の管理に関する業務の報告に関する事項

- (8) 指定の取消し及び管理の業務の停止に関する事項
- (9) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項  
(事業報告書)

第16条 指定管理者は、毎年度終了後30日以内に、事業報告書にスケート場の管理に関する収支決算書を添付して、市長に提出しなければならない。  
(入場の制限)

第17条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、スケート場への入場を禁じ、又はスケート場からの退去を命ずることができる。

- (1) 酩酊者又は感染性の疾病にかかっているおそれがあると認められる者
- (2) 他の入場者に迷惑をかけ、又は迷惑をかけるおそれのある者
- (3) 立ち入りを禁止した区域に立ち入っている者又は立ち入ろうとする者
- (4) 許可なくスケート場の施設を使用する者
- (5) 前各号に掲げるもののほか、管理上必要な指示に従わない者

(遵守事項)

第18条 使用許可又は行為許可を受けた者は、係員の指示に従うとともに、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 許可された目的以外の目的で使用し、又は許可された行為以外の行為を行わないこと。
- (2) 許可された施設以外の施設を使用し、又は許可された場所以外の場所において条例第10条各号に掲げる行為（以下「許可行為」という。）を行わないこと。
- (3) 騒音若しくは怒声を発し、又は暴力を用いる等他人に迷惑を及ぼす行為をしないこと。
- (4) 所定の場所以外において火気を使用し、若しくは喫煙し、又は飲酒をしないこと。
- (5) 壁、柱等に貼り紙をし、又は釘類等を打たないこと。

(6) 使用後又は許可行為後は、速やかに清掃を行い、原状に復し、係員の検査を受けること。

(7) 前各号に掲げるもののほか、スケート場の管理運営上支障のある行為をしないこと。

(委任)

第19条 この規則に定めるもののほか、スケート場の管理運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に千葉市教育委員会組織規則等の一部を改正する等の規則（平成24年千葉市教育委員会規則第2号）第10条第5号の規定による廃止前の千葉アイススケート場管理規則（平成16年千葉市教育委員会規則第6号）の様式により調製された用紙は、当分の間、必要な箇所を修正して使用することができる。

附 則（平成27年3月27日規則第11号）

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月31日規則第26号）

- 1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の様式により調製された用紙は、当分の間、必要な箇所を修正して使用することができる。

様式第 1 号

年 月 日

千葉アイススケート場使用許可申請書

(あて先) 千葉アイススケート場  
指定管理者

申請者 住所  
団体名  
氏名  
連絡先電話番号  
連絡先メールアドレス @

千葉アイススケート場の施設の専用使用の許可を受けたいので、次のとおり申請します。

使 用 施 設	<input type="checkbox"/> アイススケート場 <input type="checkbox"/> 温浴施設
使 用 日 時	年 月 日 時 分から 時 分まで
使 用 目 的	
使 用 人 数	人
入 場 料 の 徴 収	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
※指定管理者使用欄	
受付番号：	
暴力団の利益となる使用を制限するため、使用の許可等の決定に当たり、暴力団員による使用であるかを確認する必要がある場合は、所轄の警察署へ照会することがあります。	
許可をした後に暴力団の利益となる使用であることが判明した場合は、許可を取り消します。	

様式第2号

第 号  
年 月 日

千葉アイススケート場使用許可書

様

千葉アイススケート場指定管理者  
(指定管理者の名称及び代表者氏名) ㊤

次のとおり千葉アイススケート場の施設の専用使用を許可します。

使用施設	<input type="checkbox"/> アイススケート場	<input type="checkbox"/> 温浴施設
使用日時	年 月 日 時 分から 時 分まで	
使用目的		
使用人数	人	
入場料の徴収	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無
利用料金の額	円	

様式第3号

第 号  
年 月 日

千葉アイススケート場使用不許可通知書

様

千葉アイススケート場指定管理者  
(指定管理者の名称及び代表者氏名) ㊤

年 月 日付で申請のあった千葉アイススケート場の施設の専用  
使用の許可については、下記の理由により、許可しないので通知します。

記

1 申請の内容

使用施設	<input type="checkbox"/> アイススケート場 <input type="checkbox"/> 温浴施設
使用日時	年 月 日 時 分から 時 分まで
使用目的	
使用人数	人
入場料の徴収	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無

2 許可をしない理由

--

審査請求等について

- 1 この処分についての審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、千葉市長に対してすることができます。
- 2 この処分の取消しを求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、指定管理者を被告として提起することができます。

様式第4号

年 月 日

千葉アイススケート場使用取消届

(あて先) 千葉アイススケート場  
指定管理者

申請者 住所  
団体名  
氏名  
連絡先電話番号  
連絡先メールアドレス @

次のとおり千葉アイススケート場の施設の専用使用を取り消します。

使 用 施 設	<input type="checkbox"/> アイススケート場 <input type="checkbox"/> 温浴施設
使 用 日 時	年 月 日 時 分から 時 分まで
使 用 目 的	
使 用 人 数	人
入 場 料 の 徴 収	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
専 用 使 用 を 取 り 消 す 理 由	
※指定管理者使用欄	
受付番号：	

様式第5号

年 月 日

千葉アイススケート場使用許可事項変更許可申請書

(あて先) 千葉アイススケート場  
指定管理者

申請者 住所  
団体名  
氏名  
連絡先電話番号  
連絡先メールアドレス @

千葉アイススケート場の施設の専用使用について、許可を受けた事項を次のとおり変更したいので申請します。

許可を受けた事項	使用施設	<input type="checkbox"/> アイススケート場 <input type="checkbox"/> 温浴施設	
	使用日時	年 月 日 時 分から 時 分まで	
	使用目的		
	使用人数	人	
	入場料の徴収	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
変更する項目及び変更後の内容		変更する項目	
		変更後の内容	
<p>※指定管理者使用欄</p> <p style="text-align: right;">受付番号：</p>			

様式第6号

第 号  
年 月 日

千葉アイススケート場使用許可事項変更許可書

様

千葉アイススケート場指定管理者  
(指定管理者の名称及び代表者氏名) ㊤

千葉アイススケート場の施設の専用使用に関する許可事項の変更の申請について、次のとおり許可します。

使用許可事項	使用施設	<input type="checkbox"/> アイススケート場 <input type="checkbox"/> 温浴施設	
	使用日時	年 月 日 時 分から 時 分まで	
	使用目的		
	使用人数	人	
	入場料の徴収	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
変更する項目及び変更後の内容	変更する項目		
	変更後の内容		
変更後の利用料金の額	円		

様式第7号

第 号  
年 月 日

千葉アイススケート場使用許可事項変更不許可通知書

様

千葉アイススケート場指定管理者  
(指定管理者の名称及び代表者氏名) ㊤

年 月 日付けであった千葉アイススケート場の施設の専用使用に関する許可事項の変更の申請については、下記の理由により、許可しないので通知します。

記

1 申請の内容

使用許可事項	使用施設	<input type="checkbox"/> アイススケート場 <input type="checkbox"/> 温浴施設	
	使用日時	年 月 日 時 分から 時 分まで	
	使用目的		
	使用人数	人	
	入場料の徴収	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
変更する項目及び変更後の内容	変更する項目		
	変更後の内容		

2 許可をしない理由

--

審査請求等について

- この処分についての審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、千葉市長に対してすることができます。
- この処分の取消しを求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、指定管理者を被告として提起することができます。

様式第8号

第 号  
年 月 日

千葉アイススケート場使用許可取消通知書

様

千葉アイススケート場指定管理者  
(指定管理者の名称及び代表者氏名) ㊤

下記のとおり、千葉アイススケート場の施設の使用許可を取り消しましたので通知します。

記

1 取り消した許可の内容

許 可 年 月 日 及 び 番 号	年 月 日	第 号
使 用 施 設	<input type="checkbox"/> アイススケート場	<input type="checkbox"/> 温浴施設
使 用 区 分	<input type="checkbox"/> 専用使用	<input type="checkbox"/> 個人使用
使 用 日 時	年 月 日 時 分から 時 分まで	
使 用 目 的		
使 用 人 数	人	
入 場 料 の 徴 収	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無

2 使用許可を取り消した理由

--

審査請求等について

- 1 この処分についての審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、千葉市長に対してすることができます。
- 2 この処分の取消しを求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、指定管理者を被告として提起することができます。

様式第9号

年 月 日

千葉アイススケート場行為許可申請書

(あて先) 千葉アイススケート場  
指定管理者

申請者 住所  
団体名  
氏名  
連絡先電話番号  
連絡先メールアドレス @

千葉アイススケート場における行為許可を受けたいので、次のとおり申請します。

行為をする場所	
行為の内容	
行為の期間 及び時間	年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで
※指定管理者使用欄	
受付番号：	
暴力団の利益となる使用を制限するため、使用の許可等の決定に当たり、暴力団員による使用であるかを確認する必要がある場合は、所轄の警察署へ照会することがあります。 許可をした後に暴力団の利益となる使用であることが判明した場合は、許可を取り消します。	

様式第10号

第 号  
年 月 日

千葉アイススケート場行為許可書

様

千葉アイススケート場指定管理者  
(指定管理者の名称及び代表者氏名) ㊤

千葉アイススケート場における行為許可の申請について、次のとおり許可します。

行為をする場所	
行為の内容	
行為の期間 及び時間	年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで
利用料金の額	円

様式第 1 1 号

第 号  
年 月 日

千葉アイススケート場行為不許可通知書

様

千葉アイススケート場指定管理者  
(指定管理者の名称及び代表者氏名) ㊤

年 月 日付けであった千葉アイススケート場における行為許可の申請については、下記の理由により、許可しないので通知します。

記

1 申請の内容

行為をする場所	
行為の内容	
行為の期間 及び時間	年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで

2 許可をしない理由

--

審査請求等について

- 1 この処分についての審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、千葉市長に対してすることができます。
- 2 この処分の取消しを求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、指定管理者を被告として提起することができます。

様式第12号

年 月 日

千葉アイススケート場行為取消届

(あて先) 千葉アイススケート場  
指定管理者

届出者 住所  
団体名  
氏名  
連絡先電話番号  
連絡先メールアドレス @

次のとおり千葉アイススケート場における行為の実施を取り消します。

行為をする場所	
行為の内容	
行為の期間 及び時間	年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで
行為の実施を 取り消す理由	
※指定管理者使用欄	
受付番号：	

様式第13号

年 月 日

千葉アイススケート場行為許可事項変更許可申請書

(あて先) 千葉アイススケート場  
指定管理者

申請者 住所  
団体名  
氏名  
連絡先電話番号  
連絡先メールアドレス @

千葉アイススケート場における行為の実施について、許可を受けた事項を次のとおり変更したいので申請します。

許可を受けた事項	行為をする場所				
	行為の内容				
	行為の期間及び時間	年 月 日 時 分から	年 月 日 時 分まで		
変更する項目及び変更後の内容	変更する項目				
	変更後の内容				
※指定管理者使用欄					
受付番号：					

様式第14号

第 号  
年 月 日

千葉アイススケート場行為許可事項変更許可書

様

千葉アイススケート場指定管理者  
(指定管理者の名称及び代表者氏名) ㊤

千葉アイススケート場における行為の実施に関する許可事項の変更の申請について、次のとおり許可します。

行為 許可 事項	行為をする 場 所				
	行為の内容				
	行為の期間 及び時間	年 月 日 時 分から	年 月 日 時 分まで		
変更する項目及び 変更後の内容	変更する 項 目				
	変更後の 内 容				
変 更 後 の 利 用 料 金 の 額	円				

様式第15号

第 号  
年 月 日

千葉アイススケート場行為許可事項変更不許可通知書

様

千葉アイススケート場指定管理者  
(指定管理者の名称及び代表者氏名) ㊤

年 月 日付けであった千葉アイススケート場における行為の実施に関する許可事項の変更の申請については、下記の理由により、許可しないので通知します。

記

1 申請の内容

行為許可事項	行為をする場所				
	行為の内容				
	行為の期間及び時間	年 月 日 時 分から	年 月 日 時 分まで		
変更する項目及び変更後の内容	変更する項目				
	変更後の内容				

2 許可をしない理由

--

審査請求等について

- この処分についての審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、千葉市長に対してすることができます。
- この処分の取消しを求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、指定管理者を被告として提起することができます。

様式第16号

第 号  
年 月 日

千葉アイススケート場行為許可取消通知書

様

千葉アイススケート場指定管理者  
(指定管理者の名称及び代表者氏名) ㊤

下記のとおり、千葉アイススケート場における行為許可を取り消しましたので通知します。

記

1 取り消した許可の内容

許 可 年 月 日 及 び 番 号	年 月 日 第 号
行 為 を す る 場 所	
行 為 の 内 容	
行 為 の 期 間 及 び 時 間	年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで

2 行為許可を取り消した理由

--

審査請求等について

- 1 この処分についての審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、千葉市長に対してすることができます。
- 2 この処分の取消しを求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、指定管理者を被告として提起することができます。

様式第17号

年 月 日

千葉アイススケート場施設原状変更承認申請書

(あて先) 千葉アイススケート場  
指定管理者

申請者 住所  
団体名  
氏名  
連絡先電話番号  
連絡先メールアドレス @

千葉アイススケート場の施設の原状を変更することについて承認を受けたいので、次のとおり申請します。

使 用 施 設	<input type="checkbox"/> アイススケート場 <input type="checkbox"/> 温浴施設
使 用 日 時	年 月 日 時 分から 時 分まで
使 用 目 的	
使 用 人 数	人
入 場 料 の 徴 収	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
変 更 す る 場 所 及 び そ の 内 容	
変 更 す る 理 由	
※指定管理者使用欄	
受付番号：	

様式第18号

第 号  
年 月 日

千葉アイススケート場施設原状変更承認書

様

千葉アイススケート場指定管理者  
(指定管理者の名称及び代表者氏名) ㊤

下記のとおり、千葉アイススケート場の施設の原状を変更することを承認します。

記

1 承認の内容

使用施設	<input type="checkbox"/> アイススケート場 <input type="checkbox"/> 温浴施設
使用日時	年 月 日 時 分から 時 分まで
使用目的	
使用人数	人
入場料の徴収	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
変更する場所及びその内容	

2 承認の条件

- (1) 千葉アイススケート場の施設の使用を終了したときは、指定管理者の指示に従い施設を原状に回復してください。
- (2) 施設の原状の変更及び使用後の施設の原状回復に要する費用は、申請者が負担してください。

様式第19号

第 号  
年 月 日

千葉アイススケート場施設原状変更不承認通知書

様

千葉アイススケート場指定管理者  
(指定管理者の名称及び代表者氏名) ㊤

年 月 日付けで申請のあった千葉アイススケート場の施設の原状を変更することの承認については、下記の理由により、承認しないので通知します。

記

1 申請の内容

使用施設	<input type="checkbox"/> アイススケート場 <input type="checkbox"/> 温浴施設
使用日時	年 月 日 時 分から 時 分まで
使用目的	
使用人数	人
入場料の徴収	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
変更する場所及びその内容	
変更する理由	

2 承認しない理由

--

審査請求等について

- この処分についての審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、千葉市長に対してすることができます。
- この処分の取消しを求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、指定管理者を被告として提起することができます。

様式第20号

千葉アイススケート場指定管理者指定申請書

年 月 日

(あて先) 千葉市長

申請者	所在地	
	名称	
	代表者の氏名	㊟
	連絡先電話番号	
	連絡先メールアドレス	@
	担当者の氏名	

千葉アイススケート場の指定管理者の指定を受けたいので、申請します。

様式第21号

千葉市指令 第 号

千葉アイススケート場指定管理者指定書

様

次のとおり千葉アイススケート場の指定管理者として指定します。

年 月 日

千葉市長 印

1 指定期間

年 月 日から 年 月 日まで

2 指定の条件

様式第22号

千葉市指令 第 号

千葉アイススケート場指定管理者不指定通知書

様

年 月 日付けで申請のあった千葉アイススケート場の指定管理者の指定については、次の理由により指定しないので、通知します。

年 月 日

千葉市長 印

理由

審査請求等について

- 1 この処分についての審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、千葉市長に対してすることができます。
- 2 この処分の取消しを求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、千葉市を被告として提起することができます。

